

登米市でがんばる皆さんを応援します!

## 登米市奨学金返還支援事業補助金

本市出身者又は本市在住者で奨学金の貸与を受けて修学した方が、卒業後本市に居住し就労した場合に奨学金返還額の一部を補助します

### 1 補助の対象になる方

補助金の対象者は、次のいずれかに該当する方です

#### ① 本市にUターンをされた方

本市出身で、令和5年4月1日以降に市内に転入した方（転入した日から起算して6月以上の期間、市外に住所を有していた場合に限る。）で、申請時において市内又は近隣市町村で就労している方

#### ② 市内にお住まいの新卒者の方

本市に住所を有し、令和6年2月1日以降に大学、高校等を卒業若しくは中退後、引き続き市内又は近隣市町村で就労している方

### 2 補助要件

補助金の交付を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります

- ① 補助金を申請する年度末における年齢が40歳未満の方
- ② 申請から5年以上市内に居住する意思がある方
- ③ 大学、短大、専門学校、高校など在学中に奨学金の貸与を受け、遅滞なく返還している方（これから返還が始まる方も含まれます。）
- ④ 市税等を滞納していない方
- ⑤ 公務員でない方

### 3 対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金
- ② 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金
- ③ 地方公共団体が貸与する奨学金
- ④ あしなが育英会奨学金
- ⑤ 交通遺児育英会奨学金
- ⑥ 市長が認める奨学金（詳細についてはご相談ください）

## 4 補助金の内容

### ■補助金の交付額

- ・ 交付を申請する年度内に返還すべき返還金の額（1,000円未満切り捨て）
- ・ 補助金の上限額は年額18万円

### ■補助対象期間

3年間（最初に補助金を受けた年度から起算して3年度目まで）

## 5 申請の方法

### ■申請期間（令和6年度）

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

### ■申請から交付までの流れ



### ■提出書類（チェックリスト）

| 項目  | 備考  |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 登米市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）    | ※様式は市ホームページからダウンロードできます。                    |
| <input type="checkbox"/> 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの       | 「奨学金貸与証明書」など<br>※奨学金の貸与機関によって異なります。         |
| <input type="checkbox"/> 年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの        | 「奨学金返還証明書」など<br>※奨学金の貸与機関によって異なります。         |
| <input type="checkbox"/> 市税等の納税証明書又は非課税証明書              | 本市にUターンをされた方は「本市」及び「前住所地」のものが必要             |
| <input type="checkbox"/> 在職証明書（様式第5号）                   | 個人事業主等の場合、個人事業の開業届出書又は就労していることを確認することができる書類 |
| <input type="checkbox"/> 過去に本市に住所を有していたことが分かるもの（戸籍附票など） | Uターンをされた方のみ必要                               |

### 【お問い合わせ】

登米市 まちづくり推進部

まちづくり推進課 ふるさと定住係

TEL：0220-23-7331 FAX：0220-22-9164